



# 山形県公報

令和6年1月30日(火)  
第474号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| ○知事指定薬物の指定の失効……………           | (健康福祉企画課) ……77       |
| ○漁業の免許……………                  | (水産振興課) ……78         |
| ○公共測量の終了の通知……………             | (農村計画課) ……同          |
| ○同……………                      | ( 同 ) ……同            |
| ○同……………                      | ( 同 ) ……同            |
| ○同……………                      | ( 同 ) ……79           |
| ○同……………                      | ( 同 ) ……同            |
| ○同……………                      | ( 同 ) ……同            |
| ○土地改良区の定款変更の認可……………          | (庄内総合支庁農村計画課) ……同    |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知…………… | (森林ノミクス推進課) ……80     |
| ○道路の区域の変更……………               | (村山総合支庁北村山建設総務課) ……同 |
| ○開発行為に関する工事の完了……………          | (最上総合支庁建築課) ……同      |
| ○県証紙売りさばき人の氏名等の変更の届出……………    | (会 計 局) ……81         |

### 公 告

|                                                     |           |
|-----------------------------------------------------|-----------|
| ○令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に<br>関する公告…………… | ( 同 ) ……同 |
|-----------------------------------------------------|-----------|

## 告 示

### 山形県告示第68号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 失効した知事指定薬物の名称
  - (1) 2- (エチルアミノ) - 2- (3-ヒドロキシフェニル) シクロヘキサノン-1-オン及びその塩類 (通称名 HXE、Hydroxetine)
  - (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類 (通称名 4-HO-EPT)
  - (3) エチル=3, 3-ジメチル-2- (1-ペンチル-1H-インダゾール-3カルボキシアミド) ブタノアールト及びその塩類 (通称名 EDMB-PINACA)
- 2 失効の理由  
条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため
- 3 失効年月日  
令和6年1月29日

**山形県告示第69号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定により、漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者          |               | 漁業権の内容                           | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|---------------------|---------------|----------------------------------|------------|
|              | 所在地                 | 名称            |                                  |            |
| 海 定<br>第 1 号 | 鶴岡市三瀬己301・<br>308番地 | 有 限 会 社 仁 三 郎 | 令和5年3月県告示第204号<br>第1項第1号ホに記載のとおり | 令和 6. 1. 1 |

**山形県告示第70号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
上山市菖蒲及び泥部地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年6月3日から令和5年3月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第71号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
村山市大字林崎地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年10月22日から令和5年3月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）

**山形県告示第72号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
村山市大字林崎地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年10月22日から令和5年3月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第73号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市大字荒谷地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和4年10月31日から令和5年3月29日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第74号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市大字蔵増地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和4年11月18日から令和5年2月28日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第75号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白鷹町土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡白鷹町大字浅立及び長井市五十川地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和4年7月25日から令和5年3月20日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第76号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
  - 3 認可年月日  
令和6年1月18日
-

**山形県告示第77号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字下山字柱ノ澤847から856まで、1152、1154、1156-2、1157-4から1157-7まで、1160-22から1160-24まで、1160-27、1160-34、1160-35、1160-36・1160-38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1160-55
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第78号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長              |
|----------------------------------------|------|-----------------------|------------------|
| 村山市楯岡新町二丁目4839番から<br>同 楯岡荒町一丁目5123番5まで | 旧    | 11.0メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>}<br>383 |
| 同 上                                    | 新    | 20.0メートル<br>}<br>18.0 | 同 上              |

**山形県告示第79号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和5年8月31日 指令最総建第5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市大字鳥越字大欠398番2、398番16、400番1、400番3、401番1、401番2、402番、402番2、402番3、403番、404番1、405番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市若葉町5番5号 株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎 和朗

**山形県告示第80号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称及び代表者氏名を変更した旨の届出があった。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名             |                          | 売りさばき所の所在地   | 変更年月日      |
|------------------------------|--------------------------|--------------|------------|
| 変更前                          | 変更後                      |              |            |
| 米沢こみゆこみゆ有限責任事業組合<br>代表 中村 一郎 | 米こみゆ有限責任事業組合<br>代表 山田 記子 | 米沢市中央二丁目3-18 | 令和 5.12.13 |

**公 告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和6年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が令和7年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和6年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

(2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備（コンピュータを含む。）のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。

- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。
- 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期  
規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。
- 4 申請の方法
- (1) 申請書用紙等の入手方法  
申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (2) 申請書の提出方法  
競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- ロ 印鑑証明書
- ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの）
- ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）
- ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）
- ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）
- ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）
- チ 契約履行実績一覧表
- リ 営業許可・認可証等の写し
- ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）
- ル 暴力団排除に関する誓約書
- ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し
- (3) 申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。
- 5 資格審査及び結果の通知
- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
資格者名簿に登載された日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。